

議案第29号

二宮町後期高齢者医療に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成31年2月26日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

後期高齢者医療の事務を行うにあたり、新たな基幹システムに対応した様式にするため、必要な委任規定を条例に加えることに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

二宮町後期高齢者医療に関する条例（平成20年二宮町条例第1号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(議案第29号) 二宮町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>(委任)</u> 第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。</p>	